

北九州市低炭素新メカニズム(K-MRV)事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、北九州市及び北九州市内企業等が行った低炭素化プロジェクトによる温室効果ガス削減量を定量化して効果を見える化することにより、市内企業等の技術の付加価値を高めて輸出を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、アジア地域の温室効果ガス排出量の削減に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) K-MRV 北九州市低炭素新メカニズムをK-MRVという。
- (2) 温室効果ガス 太陽からの日射エネルギーを通過させる一方、地表から放射される赤外線を吸収して熱が地球外へ出て行くことを防ぐ性質をもつガス。京都議定書では、排出量削減対象物質として二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類がある。
- (3) 個別方法論 温室効果ガス削減に資する事業実施にあたり、その事業の排出削減量を定量化するための事業ごとの方法論。

(K-MRVの対象)

第3条 K-MRV の対象は、日本国外における温室効果ガス削減に関するプロジェクトで次の各号のいずれかに該当するプロジェクトであること。

- (1) 北九州市が主体として実施するプロジェクト
- (2) 北九州市に事業所を有する企業等が実施するプロジェクト
- (3) 市外企業等が北九州市の支援を受けて実施するプロジェクト

(申請者の要件)

第4条 申請者は次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 第3条において対象とするプロジェクトを実施する事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) その他K-MRV事業を行うことが不相当とみとめられる団体ではないこと。

(申請方法)

第5条 申請者は、北九州市低炭素新メカニズムガイドラインを確認の上、申請書に必要な事項を記入し、受付期間内に事務局に申請書及び必要な添付書類を提出すること。

(個別方法論及びプロジェクトの承認方法)

第6条 個別方法論及びプロジェクトの承認は、北九州市低炭素新メカニズムコミッティの意見を聞いて行う。また、必要に応じて申請者に申請内容の説明を求める。

(プロジェクトの承認通知)

第7条 承認を受けたプロジェクト(以下、「承認プロジェクト」)は、北九州市の低炭素化技術又はプロジェクトとして別に定める認定書が発行される。

(ロゴマークの使用)

第8条 承認プロジェクトは、別に定めるK-MRVのロゴマークを使用できる。

(実績報告)

第9条 承認プロジェクトを実施する事業者(以下、「被承認事業者」という)は、市の求めに応じて事業実施後排出削減量についての報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業実施後排出削減量について、公表の内容、方法及び時期を事業者と協議の上公表するものとする。ただし、市長が、公表を行うことによって事業者に着しい不利益が生じると認めるときは、この限りではない。

(支援事項)

第10条 市は、承認プロジェクトの普及啓発に努める。

(被承認事業者の責務)

第11条 被承認事業者は、承認プロジェクトに関して、プロジェクト関係者、消費者等との間で問題が発生した場合、自らの責任において処理するものとし、市は責任を負わない。

(承認の取り消し)

第12条 市は、次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本事業の目的に反することがあったとき。
- (3) 被承認事業者が事業実施は困難であると判断して、プロジェクトの取消申請を行ったとき。
- (4) 県警察からの通報もしくは県警察への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは

暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより損失が生じた場合、被選定事業者がその責めを負うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。